

会津若松市市政モニター設置要綱

令和2年2月4日決裁

(趣旨)

第1条 市民の市政に対する評価、意見等を把握し、今後の市政運営の参考とするため、会津若松市市政モニター（以下「市政モニター」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務等)

第2条 市政モニターの職務は、次のとおりとする。

- (1) 市が実施するアンケート調査に回答すること。
 - (2) 市が配信する行政情報等を受信すること。
 - (3) その他市政モニターの設置の目的を達成するために市長が必要と認めること。
- 2 市政モニターの職務は、インターネット回線を利用して行うことを原則とする。ただし、インターネット環境の未整備等、市長が特に認める事情がある場合は、郵送、FAX等の方法により職務を行うことができる。
- 3 市政モニターの職務に係る電子メールの送受信及びインターネット環境の維持に要する経費は、市政モニターの負担とする。

(資格)

第3条 市政モニターに登録できる者は、次条に定める登録申請を行う時点で市内に在住、在勤、在学する満18歳以上の者で、日本語で表示される質問内容を理解し、日本語で回答ができるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 国及び地方公共団体の議会の議員である者
- (2) 常勤の国家公務員及び地方公務員である者
- (3) 会津若松市の常勤の職員と世帯を同じくする者
- (4) 同一世帯内に既に市政モニターがいる者

(登録)

第4条 市政モニターに登録しようとする者は、次の各号のいずれかの方法により市に申請をしなければならない。

- (1) 市が指定するインターネット上の登録フォームからの申請
 - (2) 所定の内容を記入した用紙を市に提出することによる申請
- 2 市は、前項の申請があったときはその内容を審査し、市政モニターとなる資格を有すると認めるときは速やかに登録手続を行うものとする。

(届出義務)

第5条 市政モニターは、前条で登録した内容に変更が生じたときは、直ちに市に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をしなかったことに起因して市政モニターに生じる不利益又は損害について、市は一切責任を負わないものとする。

(任期)

第6条 市政モニターの任期は、登録した日からその日の属する年度の3月31日まで

とする。ただし、第 10 条に定める登録の解除又は第 11 条に定める登録の取消しが行われない限り、任期は一年間自動で更新される。

(個人情報の取扱い)

第 7 条 市は、市政モニターの登録手続で収集した個人情報を、この要綱に基づく事務以外に利用してはならない。

2 市は、市政モニターの登録手続で収集した個人情報を、会津若松市個人情報保護条例（平成 15 年会津若松市条例第 2 号）の規定に基づき適切に取り扱わなければならない。

3 市は、登録されていた個人情報が不要になった場合には、遅滞なく消去しなければならない。

(謝礼)

第 8 条 市政モニターへの謝礼は、アンケートの回答実績に基づき、年度毎に予算の範囲内で支給する。ただし、年度内の回答実績が一定に満たない場合は、この限りでない。

(禁止行為)

第 9 条 市政モニターは、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令に反する行為
- (3) 市政モニター制度の運営を妨げる行為
- (4) 不正回答をする行為
- (5) 同一人物による重複登録をする行為
- (6) 他人になりすまして登録をする行為
- (7) 他の市政モニター又は第三者を誹謗中傷する行為
- (8) その他市長が不適当と認める行為

(登録の解除)

第 10 条 市政モニターは、第 4 条第 1 項各号に掲げる方法により申請をすることで、市政モニターの登録を解除することができる。この場合において、登録を解除したと同時に市政モニターとしての資格を喪失し、その時点までの市政モニターとしての権利は失効する。

2 登録の解除を行った日までの活動に対し支給できる謝礼が有る場合には、登録を解除した日の属する年度末に当該謝礼を支給する。

(登録の取消し)

第 11 条 市は、市政モニターが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第 2 条第 1 項各号に定める職務を登録の日から一年間遂行しないとき。
- (2) 第 3 条に定める資格を満たさなくなったとき。
- (3) 第 9 条の規定に違反したとき。
- (4) 登録された住所や電子メールアドレスに市からの通知が到達しなくなったとき。
- (5) その他市長が登録を取り消す必要があると認めたとき。

2 市は、前項の規定により登録を取り消す場合、その旨を通知する。

- 3 市は、市政モニターの登録を取り消したときは、速やかに登録されていた個人情報
を消去しなければならない。
- 4 第1項第3号の規定により登録を取り消された者は、再度市政モニターに登録する
ことはできない。

(免責事項)

- 第12条 市は、市政モニターの承諾の有無にかかわらず、この要綱の内容を変更し、
又は市政モニター制度の一時中断、停止、中止若しくは廃止することができる。こ
の場合において、市政モニターに不利益又は損害が発生しても、市は、その責任を
一切負わないものとする。
- 2 アンケートの回答環境その他市政モニターの職務に起因して市政モニターに生じ
る不利益又は損害について、市は一切責任を負わないものとする。

(公表)

- 第13条 市は、アンケートの結果等を市のホームページで公表するものとする。

(庶務)

- 第14条 市政モニターに関する庶務は、企画政策部秘書広聴課において処理する。

(その他)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。